

近江八幡市建設工事請負業者の格付けに関する基準

平成25年7月12日

告示第146号

改正 平成26年4月3日告示第76号

改正 平成28年1月12日告示第5号

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事の適正な施工の確保並びに透明性、客観性及び競争性の高い発注を行うため、近江八幡市が発注する建設工事等(以下「工事等」という。)についての契約に係る競争入札に参加する者の格付けに関して必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 近江八幡市契約規則(平成22年近江八幡市規則第61号)第18条第2項の規定による審査のうち格付けに関することは、当該年度の競争参加資格審査申請書に基づき、毎年度定期に近江八幡市建設工事契約審査会規程(平成22年近江八幡市訓令第64号)に規定する近江八幡市建設工事契約審査会(以下「審査会」という。)が行うものとする。ただし、臨時審査の必要が生じた場合は、次年度の定期審査までの期間に臨時審査を行うことができる。

2 前項の定期審査の時期は、毎年度別に定める。

(格付け対象者)

第3条 格付け対象となる者は、近江八幡市建設工事入札参加有資格者名簿に登載された業者とする。

(格付け)

第4条 格付けは、土木一式工事及び建築一式工事についてそれぞれ格付けを設け、第2条に定める審査により、格付け業種の有資格者のうち市内に本店を有するものと認定されたもの(以下「市内業者」という。)について、格付けを行う。

2 前項に規定する市内業者の認定基準は、別に定める。

(格付区分等)

第5条 前条に規定する格付け区分は別表のとおりとし、格付けは次に掲げる基準に

より決定する。

(1) 客観事項評点基準 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の2
3の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年建設省告示第1461号)
の例により算出した評点数

(2) 有資格技術者基準(以下「技術者基準」という。) 建設業に従事する職
員のうち、格付け業種別の建設業法第26条第1項に規定する主任技術者になる
ことができる者及び同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の
交付を受けている者の技術者数

(3) 主観事項評価基準 競争参加資格審査の結果を別に定めるところにより算
出した評定数

(格付けの特例)

第6条 第4条に規定する格付けを行う場合において、土木一式工事又は建築一式工
事の格付け区分が別表Aの区分となる者は、建設業法第15条に規定する特定建設業の
許可を有しなければならない。

2 第4条の規定に関わらず、次に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる格付け区
分に格付けする。

(1) 新規に入札参加資格を有することとなる者 最下位の格付け区分

(2) 直前の格付け区分より2区分以上、上位又は下位の格付け区分の対象とな
る者 直前の格付け区分の1区分上位又は下位の格付け区分

(3) 審査会が、工事成績が良好と認められない場合等により不相当と認めた者
当該業者の施工能力等に応じた格付け区分

3 経営規模、経営内容又は客観審査の基礎となる項目において、著しい変動のあつ
た者については、年度途中において格付けを変更する場合がある。

(通知)

第7条 格付けを決定したときは、当該業者に通知するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表に定める格付区分基準について、平成25年度においては800点以上を750点に、650点以上を600点以上に、650点未満を600点未満にそれぞれ読み替えるものとする。

付 則 (平成26年告示第76号)

この基準は、告示の日から施行する。

別表 (第5条関係)

(平26告示76・一部改正)

(平28告示 5・一部改正)

格付区分基準

土木一式工事

区分	客観事項評点と主観事項評点を加算した評点	有資格技術者数
A	800点以上	5名以上
		内、監理技術者資格者証保有者 2名以上
B	650点以上	2名以上
C	650点未満	1名以上

建築一式工事

区分	客観事項評点と主観事項評点を加算した評点	有資格技術者数
A	650点以上	2名以上
		内、監理技術者資格者証保有者 1名以上
B	650点未満	1名以上